

「経済安全保障法制に関する有識者会議」
サプライチェーン強靱化に関する検討会合（第 5 回）
議事要旨

1 日時

令和 8 年 6 月 30 日（火） 9 時 00 分から 10 時 15 分までの間

2 場所

オンライン開催

3 出席者

（委員）

青木 節子	千葉工業大学 審議役・特別教授
阿部 克則	学習院大学法学部 教授
上山 隆大	政策研究大学院大学 客員教授
大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科 教授
北村 滋	北村エコノミックセキュリティ 代表
小柴 満信	Cdots 合同会社 共同創業者
長澤 健一	高岡 IP 特許事務所 顧問、大阪工業大学 客員教授
羽藤 秀雄	住友電気工業株式会社 代表取締役 副社長
原 一郎	日本経済団体連合会 専務理事
松本洋一郎	東京大学 名誉教授
三村優美子	青山学院大学 名誉教授
宮園 浩平	総合科学技術・イノベーション会議 常勤議員
渡井理佳子	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
渡部 俊也	東京科学大学 副学長（研究・イノベーション本部）

（政府側）

泉 恒有	内閣官房経済安全保障法制準備室長、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）
殿木 文明	内閣審議官
米山 栄一	内閣審議官
小多 章裕	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官（総括・企画担当）
三宅保次郎	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官（特定重要物資担当）

4 議事概要

(1) 事務局説明

事務局より、特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針の変更（案）について説明。

(2) 自由討議

<委員からのコメント>

- 毎年度の定期報告については、予見可能性の観点から評価できる。一方で、定期報告の扱いについては、関係事業者に対して分かりやすく伝えていただきたい。
- 官公需の取り込みに関しては、無人航空機のみならず、衛星分野についても既に計画又は取組が進んでいる面があることから、衛星分野においても検討が可能ではないか。
- 運用面での指摘となるが、特定重要物資やその供給不可欠役務の外部依存性の評価に当たって、供給途絶への脆弱性や深刻度、代替供給確保の可能性を確認するために、事業者ヒアリングを行う際には、供給に関わる事業者以外からも情報収集を行う等により、ヒアリング内容の精査を所管部局が行うことができるようにしていただきたい。
- 民需に加えて官公需も対象とする視点は重要。その上で、供給先については、直接取引のみならず、BtoBにおける間接的な供給関係も想定されるが、どの範囲まで把握・評価し、事業者にどのような責務を求めるのか、その考え方を確認したい。
- 供給不可欠役務の要件について、物資の外部依存性を前提として成り立つ概念となっているように見えるが、物資ではなく、供給不可欠役務の外部依存性を基に判断できるのかを確認したい。
- 従来の基本指針に比べ、事業者に求められることが拡大しているため、事業者に分かりやすく伝える工夫をお願いしたい。
- 今回の改正は、特定重要物資のサプライチェーンの概念について、その供給網に関わる企業全体にまで視野を広げるものであり、適切な方向性と評価できる。
- 国、民間事業者等の関係者の連携協力について、「緊密な連携協力」や「インセンティブの付与」とあるが、官の側で、サプライチェーンに関わる各企業の経営戦略上のインセンティブをどのように付けることができるのか。

- 民需に加えて官公需を対象に含めることは、政府調達も含めたサプライチェーン全体を対象とする観点で非常に重要である。
- サプライチェーンの進展と、先端科学技術の開発は密接に関連しており、新たな技術や研究開発の成果が供給不可欠役務を含むサプライチェーンの進展へとつながる視点も考慮すべきではないか。
- 安定供給確保に向けた協力要請については、経営難や後継者の不在を契機に、重要な技術を有する企業を買収されることによる技術流出の防止等も念頭に置いたものと理解するが、行政側の判断に時間を要し、いつまでも結論が出ないということは避けるべき。判断期間の目安を設けるなど、企業側の意思決定に支障が生じないようにしていただきたい。
- 民間事業者の取組を支援するための制度であることも踏まえ、関係者の相互の連携協力・協力要請の対応が企業の過度な負担となることは避ける必要がある。事業者にどのような法的拘束力がかかるのかについて誤解が生じないようにすべき。記述の曖昧さや誤解から企業に経済合理性を欠く対応を事実上強制する手段となることのないよう、書きぶりを確認いただきたい。
- 省庁横断的な対応について、物資の生産の所管とその供給不可欠役務の所管が異なるケースが想定されるため、関係行政機関間の連携をより意識して進めていただきたい。
- 複数事業者が作成する供給確保計画の認定に際し「必要に応じて公正取引委員会と連携」とあるが、具体的に何を指しているのか。
- 特に海外で特許が実質的に独占されている分野では、形式上はライセンス可能であっても実質的には難しく、結果的に事業者が当該事業分野から撤退することもある。このような場合の対応を検討していただきたい。
- 経済の武器化や地政学的リスクの顕在化など近時の情勢変化が基本指針や施策に反映されていくことを明確化するとともに、対外的にも分かりやすく発信していただきたい。
- 改正法の下で、民間事業者の自主的な取組を支援し、サプライチェーン確保を図ることが示されており、基本的に賛成である。その上で、「過度に依存」や「依存するおそ

れ」といった表現は、解釈の幅が広く、最終的な判断の在り方が見えにくい面があることから、事業者の予見可能性を高める観点から、引き続き十分な情報提供を行っていただきたい。

- 基本指針は、全体として丁寧に整理されており、評価できる。特にサプライチェーンについては、今後の科学技術の進展に伴い大きく変化していく可能性が高いことから、最新情報を収集し、変化に対応した支援等を行っていく必要がある。
- 一般の方にも分かりやすい形で情報発信していくべきではないか。
- 基本指針はよく整理されているが、これをどう解釈し、運用していくかが今後重要となる。制度の目的を十分に理解し、そこから逆算して適切な運用を継続的に議論・共有できる環境づくりが重要である。
- 科学技術の進展により代替技術等が生まれる中で、これを的確に把握し支援していく必要がある。
- さらに、本制度を動的に評価しながら運用していく視点が不可欠である。
- 民間事業者等の関係者の相互の連携協力を実行性ある形で進めることが重要であり、その前提として企業間取引の実態にも留意が必要である。
- 業界によって事情は異なるが、サプライチェーン脆弱化の原因の一つに川上・川中の業者の取引上の立場の弱さがあると指摘されている。サプライチェーン強靱化のためには、業界全体で取引慣行の改善や公正取引の確保、円滑な取引環境の整備を進めるべきではないか。
- 国内供給体制を整備しても取引環境が厳しければ効果が損なわれるため、「緊密な連携協力」の具体的内容を丁寧に説明・発信する必要がある。

<事務局からの回答>

- 各委員からの御指摘は真摯に受け止め、今後の運用や新たな政策立案等の中で反映していく。
- 政策の透明性確保については、経済安全保障推進法に基づき特定重要物資の取組事業者から提出される年次報告を毎年、整理・分析し、この有識者会議の場でも御報告し

てきたが、更にどのような内容まで公表することが可能かについては引き続き検討したい。

- 官公需の扱いの具体化については、まずはこの基本指針で大きな方針を示した上で、各物資の取組方針の中で、物資の特性・状況・商流等に即して扱いを具体的に整理していく。
- 供給不可欠役務は、今回の法改正により、重要な物資そのものには外部依存性と供給途絶蓋然性が認められない場合でも、供給不可欠役務に外部依存性と供給途絶蓋然性があれば、その物資を特定重要物資に指定することができるように拡張した。
- 今回の法改正で事業者新たに期待される役割や責務については、基本指針の構造上、一箇所にまとめて示すことが難しいが、今後の対外公表資料や産業界向けの説明等では分かりやすく整理してお示しするようにしたい。
- 民間連携に対する国からのインセンティブとしては、例えば、補助金の要件としてコンソーシアム形成や複数企業連携を組み込む等が考えられる。引き続き検討していきたい。
- 安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合の情報収集や協力要請は従来も行政指導で可能な内容であり、法的義務を伴うものではないが、事業者の経営判断に支障が出ないよう運用面でも配慮していきたい。
- 公正取引委員会との連携の箇所は、もともと存在する記述であるが、経済安全保障の取組が企業間での協力や公的な支援を伴い得るところ、公正競争を阻害することがないよう、また、企業が競争法を意識して過度に委縮することがないよう、競争当局によるガイドライン策定等の取組も踏まえつつ、主務大臣が必要に応じて連携等を行う趣旨である。

以上